「大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について（案）」

に対する府民意見等の募集結果及び土壌汚染対策検討部会の考え方について

○ 募集期間：平成30年10月３日（水）から平成30年11月２日（金）まで  
○ 募集方法：郵送、ファクシミリ、インターネット（電子申請）  
○ 募集結果：４名（団体を含む）から９件（うち公表を望まないもの０件）のご意見をいただきました。

提出されたご意見等の概要と、これに対する土壌汚染対策検討部会の考え方は以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | ご意見等の概要 | 土壌汚染対策検討部会の考え方 |
| １ | 操業中及び猶予中の工場等における土壌汚染状況調査 | 有害物質使用届出施設等の廃止後の土壌汚染状況調査が実施されておらず、かつ、調査の猶予を受けていない土地についても、土地の利用履歴等の報告や土壌汚染状況調査の対象とする規定を設けるべきである。 | 有害物質使用届出施設等の廃止日から土壌汚染状況調査結果の報告期限までの間には、調査結果の報告が行われておらず、かつ、調査の猶予を受けていない状態にある期間が存在します。  このような期間における一定規模以上の土地の形質変更についても、操業中及び猶予中の条例の対象工場と同様に、土地の利用履歴等及び土壌汚染状況調査結果について報告することが適当であると考えており、改正法の省令案にも同様の趣旨が盛り込まれています。  このため、報告案６ページの「１）条例の対象工場等における一定規模以上の形質変更」に上記の考え方を具体的に記述します。 |
| ２ | 同上 | 現行条例が定めている操業中の工場における土地の形質変更時の土壌汚染状況調査においては、形質変更後の土地利用の方法が一定の要件を満たす場合には、調査の実施を猶予している。  一方、改正法には、工場等における一定規模（900㎡)以上の形質変更時の土壌汚染状況調査について、調査の猶予に関する規定は設けられていない。  府条例においても、一定規模（900㎡)以上の形質変更時の土壌汚染状況調査については、改正法と同様に形質変更後の土地利用方法にかかわらず調査義務を課すという考え方か。 | 報告案６ページの「１）条例の対象工場等における一定規模以上の形質変更」において、操業中及び猶予中の条例の対象工場等について、改正法と同様に一定規模以上の土地の形質変更を対象として、土地の利用履歴等及び土壌汚染状況調査結果の報告を行うものとすることが適当であるとしており、形質変更後の土地利用の方法に応じて調査を猶予することとはしていません。 |
| ３ | 同上 | 法の稼動中及び猶予中の有害物質使用特定施設について、900㎡以上の土地の形質変更時の届出にあっては、土壌汚染状況調査の対象物質を特定有害物質としているため、土地の利用履歴等の報告の対象物質を特定有害物質に限定するべきである。 | ご意見にある土地の利用履歴等の報告については、改正法の土壌汚染状況調査に関する規定との整合を図ることが適当であると考えています。  このため、報告案８ページの「２）法の対象工場等における一定規模以上の形質変更」に上記の考え方を具体的に記述します。 |
| ４ | 要措置管理区域における汚染の除去等に係るリスク管理の強化 | 汚染除去等計画の提出者が当該計画に従って実施措置を講じていない場合に、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる規定を設けるべきである。 | 汚染除去等計画の提出等については、改正法との整合を図ることが適当であり、ご意見にある命令についても、改正法と同様の規定を設けることが適当であると考えています。  このため、報告案14ページの「５）要措置管理区域内における汚染の除去等に係るリスク管理の強化のあり方」に上記の考え方を具体的に記述します。 |
| ５ | 臨海部の工業専用地域等におけるリスクに応じた規制の合理化 | 「土地の施行及び管理に関する方針」のうち、土地の所有者等の変更など、土地の形質変更に係る施行方法の変更を伴わない事項の変更についても、その変更後に遅滞なく届出を行うこととする規定を設けるべきである。 | 臨海部特例区域の指定の要件等については、報告案20ページの「５）臨海部の工業専用地域におけるリスクに応じた規制の合理化のあり方」において、法との整合を図ることが適当であるとしており、ご意見にある届出についても、改正法と同様の規定を設けることが適当であると考えています。  このため、上記の考え方を該当箇所に具体的に記述します。 |
| ６ | 土地所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握等 | 有害物質使用施設の設置及び変更後の速やかな時期に、使用している有害物質の種類を情報提供することとあるが、報告の手段について、具体的にどのようなものを検討しているのか。 | 報告案38ページの「（３）土地所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握等のあり方」において、提供を行う情報の内容及び時期について記載しています。  その他の具体的な情報提供の方法については、情報提供を努力義務規定とすることが適当であることを踏まえ、施設設置者に委ねられることが適当であると考えています。  しかしながら、情報提供が円滑に行われるよう、大阪府において施設設置者に対する積極的な助言等を行うことが重要であると考えます。 |
| ７ | 同上 | 施設設置者が土地所有者に対して行う情報提供が円滑になされるよう、府において、書面による提供を行う場合の雛形等の提示がなされるべきではないか。 |
| ８ | 自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壌の措置 | 指針の対象に、自主調査により基準不適合が判明した土地における形質変更を加え、形質変更の実施結果の報告を求めることができる規定を設けることが適当であるとしている。  一方、形質変更時要届出区域や要届出管理区域における形質変更については、形質変更時の届出の規定がある。  自主調査により基準不適合が判明した土地についても、指定区域と同様に、形質変更計画の提出を求めることができる規定を検討してはどうか。 | 報告案42ページの「（５）自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壌の措置のあり方」において、自主調査によって基準不適合が判明した土地における形質変更に関する計画の提出及び実施結果の報告等について、指針に規定を追加することが適当であるとしています。  なお、文意を分かりやすくするため、該当箇所の文言を修正します。 |
| ９ | 汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針 | 汚染土壌処理業の許可の申請に係る事前指導について、条例に根拠を置き、府域で統一的な仕組みを設けることに賛成です。  指針の内容については、府内市町村の地域による特性が考慮されることが必要であると考えます。 | 報告案48ページの「（５）汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針のあり方」において、指導指針の内容について政令市との調整を行うよう大阪府に求めており、これには地域特性に関する事項を含みます。 |